

Z会奨学金規約

(趣旨)

第1条 本規約は、株式会社増進会ホールディングス(以下、当社という)が運営する奨学金の応募ならびに受給に関する基準・手続きを明らかにするものである。

(Z会奨学金設立目的)

第2条 当社は、社会の革新と発展に貢献できる人材を育成したいという思いのもと、学ぶ意欲が高く成績優秀でありながら、経済的な理由により修学が困難な学生を対象に、経済的な不安を解消し、より勉学に専念できる機会を提供することを目的として、Z会奨学金を設立する。

(Z会奨学生)

第3条 Z会奨学金を受給する者をZ会奨学生(以下、奨学生)という。

(奨学金の種類)

第4条 給付型とし、返済義務はないものとする。

(奨学金の給付期間)

第5条 奨学金給付期間は、当社が第8条に定める大学に入学後からの4年間とする。

- 2 転学等の学籍を異動する場合、異動先が指定大学である場合に限り、給付を継続する。但し、この場合でも、奨学金の給付期間は異動前と異動後合算で最大4年間とする。
- 3 留学・休学等その他扱むべき事情等により当社の決定により特別に認めた場合については、この限りではない。

(奨学金の給付金額)

第6条 給付金額は月額 120,000 円とする。

- 2 奨学金は、奇数月末日に奨学生本人名義の銀行口座に翌月からの2ヵ月分ずつ振込む。但し、初回給付時は4月末に4月分と5月分を振り込むこととする。振込日が土・日・祝日等金融機関の休日にあたる場合は前営業日の振込みとする。

(採用人数)

第7条 採用人数は原則毎年度3名までとする。

(奨学生の資格)

第8条 奨学生は、次の各号に定める条件をすべて有した者をいう。

- 1) 指定大学に在籍し、学業成績優秀で、経済的理由により極めて修学に困難があると認められること。

- ① 指定大学とは、次に掲げる通りとする。但し、夜間・通信制および医学部・歯学部・獣医学部・薬学部などの6年制の学部は対象外とする。
北海道大学・東北大学・国際教養大学・筑波大学・千葉大学・東京大学・東京科学大学・お茶の水女子大学・一橋大学・横浜国立大学・名古屋大学・京都大学・大阪大学・神戸大学・九州大学
 - ② 学業成績優秀とは、GPA 成績の場合は満点の80%以上、各大学成績基準の場合は満点の80%以上であることとする。
- 2) 他の団体等からの給付型奨学金を受給していないこと。但し、次の各号のいずれかに該当する場合の併用は認める。併用に当たっては事前に奨学金事務局へ書面による申請の上、承認を受けることとする。
 - ① 日本学生支援機構(JASSO)の給付型奨学金、貸与型奨学金、大学授業料の免除
 - ② 遺児奨学金(遺児年金)
 - ③ 留学や国際インターンなど大学が企画する活動への参加に対して金銭を支給する制度
 - ④ 学業成績優秀者、または優れた研究成果などに対して大学から金銭を支給する制度
 - 3) 奨学金を受給する他の奨学生並びに当社および子会社・関連会社の信用を毀損し、法律違反や公序良俗に反するような行為を行わないこと。
 - 4) 自ら、または自らの同居家族および身元保証人が、暴力団、暴力団関係企業、暴力団員・暴力団準構成員、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者でないこと。

(Z会奨学金事務局)

第9条 奨学生との連絡および事務手続きを円滑に行うため、当社内にZ会奨学金事務局を置く。

- 2 Z会奨学金事務局は次に掲げる業務を行う。
 - 1) 奨学生の募集・選考・内定・採用に関すること
 - 2) 奨学金給付に関すること
 - 3) 奨学生の支援・指導
 - 4) その他奨学金に関する諸事務

(応募)

第10条 Z会奨学金を希望する者(以下、応募者という)は、次の各号に掲げる書類を予め告知された応募期間内にZ会奨学金事務局に提出することとする。

- 1) Z会奨学金所定書式による願書
- 2) 高校2年次までの成績証明書
- 3) 応募者と生計を共にするものの集まり(以下、「世帯」という)の収入を証明する所得証明書。但し、源泉徴収票は不可とする
- 4) 前号の収入がない場合の非課税証明書
- 5) 本人および願書掲載の家族全員の住民票
- 6) Z会奨学金所定書式によるエントリーシート

- 7) 申請者情報および身元保証書
- 8) Z会奨学金所定書式による個人情報同意書

(選考方法)

第11条 奨学生の選考は、第10条にてZ会奨学金事務局に提出された書類に基づき、書類選考、面接選考を経て当社が内定し、その結果を本人に内定通知書をもって通知するものとする。

(選考基準)

第12条 奨学生の選考基準は、次の各号に掲げるものとし、当該基準をもとに選考する。

- 1) 次に定める経済状況および資産状況の基準に合致していること。但し、経済状況および資産状況は、家族構成等を考慮して総合的に判断する。
 - ① 経済状況:世帯収入が給与の場合は年収600万円未満とし、世帯収入が給与以外の場合は年収300万円未満とする。なお、収入は世帯の生計を維持するために世帯のなかで生活費を負担している方(以下、「生計維持者」という)の前年1月1日～12月31日の総年収とする。
 - ② 資産状況:生計維持者1人あたり総額1,000万円未満とする。なお、資産は現金、預貯金、有価証券等の合計額を指し、土地・建物等の不動産、貯蓄型の生命保険や学資保険は含まない。但し、満期や解約により現金化等した場合には、資産として含むものとする。資産に関する証明書(通帳のコピー等)の提出は求めない。
- 2) 高校2年次までの成績評定平均値4.5以上(小数点第2位を四捨五入)であること。
- 3) 心身ともに健康であり、次に掲げる能力および資質を持ち合わせた人物であること。
 - ① 問題発見・解決する力
 - ② 本質を見極める力
 - ③ 自分の考えを伝える力
 - ④ 周囲を巻き込む力
 - ⑤ 人柄の良さ
 - ⑥ 社会の革新と発展に貢献したいという熱意

(内定の取り消し)

第13条 次の各号のいずれかに該当すると当社が認めた場合は、内定を取り消す。取り消した場合は原則再内定は行わない。

- 1) 指定大学に進学しなかったとき
- 2) 休学、留年または退学などで内定以降最初に訪れる3月末までに高校を卒業できなくなったとき
- 3) 第10条の書類がZ会奨学金事務局が定めた期日までに提出されなかったとき、または提出された書類に虚偽が見つかったとき
- 4) 日本学生支援機構(JASSO)を除く他団体給付型奨学金の受給手続きを行ったとき
- 5) 本人が内定の辞退申請をしてきたとき
- 6) 第8条に定める奨学生の資格に反する事実が判明したとき
- 7) 前各号のほか、内定者として適当でない事実があったとき

(採用)

第14条 奨学生に内定した者は、第8条第1号に定める指定大学に合格後、次の各号に掲げる書類をZ会奨学金事務局に提出することをもって奨学生に採用されるものとする。

- 1) 奨学生採用調書
 - 2) 誓約書
 - 3) 個人情報の取り扱いについての同意書
 - 4) 在学証明書
- 2 前条の各号に掲げる書類記載内容に変更が生じた場合は速やかに必要な届け出を行う。
- 3 奨学生は次の各号のいずれかに該当した場合、速やかに必要な届け出を行う。
- 1) 休学、復学、海外留学、転学、留年もしくは退学するとき
 - 2) 学則により、処分を受けたとき

(奨学金給付の継続)

第15条 毎年度末日までに、奨学生は次の各号に掲げる書類等をZ会奨学金事務局に提出し、当社の審議を経て、次年度の奨学金給付の継続の可否を決定する。

- 1) 次年度奨学金継続給付願
 - 2) 在学証明書
 - 3) 当年度の学業成績表
 - 4) 年間活動報告書
 - 5) 当年度の成果物(提出は任意)
- 2 継続基準として第8条に定める奨学生の資格を満たしていることを原則とする。
- 3 第8条第1号の資格を満たさない場合は次の各号に掲げる措置をとる。
- 1) 学業成績が80%未満～65%以上の場合は、該当の奨学生から事由書を提出させ、当社の審議を経て、警告書を発行する。
 - 2) 学業成績が65%未満の場合または2年連続で前号に該当する場合は、該当の奨学生から事由書を提出させ、当社の審議を経て、次に掲げる措置をとる。
 - ① 前期(4月～9月)の給付額を満額から50%減額給付とし、前期学業成績(4月～9月)で80%以上取得した場合は後期から満額給付とし、80%未満の場合は後期(10月～3月)も50%減額給付を継続とする。
 - ② ①に関して該当の奨学生から同意書を提出させる
 - 3) 前各号に該当する場合でも、活動報告書にて国家資格等の取得・学術論文の掲載等特筆すべき成果として、当社に認められた場合は前各号の措置の限りではない。
 - 4) 該当奨学生から提出された事由書に病気・事故・被災等汲むべき事情があると当社に認められた場合は第1号および第2号の措置の限りではない。
- 4 前項第2号において、減額相当額について、さかのぼっての給付は原則行わない。但し、当社が認めた場合は、この限りではない。

(奨学金給付の休止)

第16条 次の各号に該当する場合は当社の審議を経て、奨学金給付を休止する。

- 1) 病気・事故・被災・留学等により、休学する場合。但し、留学する場合は本人の希望により、継続給付する場合がある。
 - 2) その他当社が休止を決定した場合。
- 2 前項の休止期間は大学入学後、原則最大4年間を超えないこととする。

(奨学金給付の再開)

第17条 前条により奨学金給付を休止中の奨学生において、休止事由が解消したと当社が認めた場合は給付を再開する。但し、この場合も奨学金の給付期間は第5条の通りとする。

- 2 休止期間中の奨学金は、給付再開後も原則給付しない。但し、当社が認めた場合に限り給付することがある。

(奨学生身分の取り消し)

第18条 奨学生が次の各号のいずれかに該当すると当社が認めた場合は、奨学生の身分を取り消す。

- 1) 第15条第3項に定める継続基準を満たさず、度重なる指導・警告にも関わらず、改善の見込みがないと認められたとき
 - 2) 第8条第2号の資格を満たさない事実が発覚した場合で、奨学生に確認の上、他の団体等からの給付型奨学金を受給し続けるとき
 - 3) 第8条第3号の資格を満たさない事実が認められたとき。但し、当社審議の上、別途対応を検討する場合はその限りでない。
 - 4) 第8条第4号の資格を満たさない事実が認められたとき
 - 5) 採用後に虚偽申請が発覚したとき
 - 6) 第16条第2項の休止期間が最大年数を超えたとき
 - 7) 奨学生本人が死亡したとき
 - 8) 本人が奨学金の辞退申請をしてきたとき
 - 9) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき
- 2 前項のうち、第5号については、給付済の奨学金を、虚偽申請があった時点までさかのぼって給付額全額を一括返還させる。但し、当社が返還不要と認めた場合はその限りではない。

(奨学生の身分の復活)

第19条 前条において奨学生の身分を取り消された者が、本人の申し出に基づき、当社が認めた場合に限り、身分を復活することがある。但し、この場合も奨学金の給付期間は第5条の通りとする。

- 2 身分取り消し期間中の奨学金は、給付再開後も原則支給しない。但し、当社が認めた場合に限り給付することがある。

(奨学生の励行)

第20条 奨学生は、学業に励むとともに適正な生活と言動を心がけるものとする。

- 2 Z会奨学金事務局からの次の各号に掲げる依頼・協力要請について、特段な事由がない限り、協力するものとする。
 - 1) Z会奨学金事務局が企画する催事への参加
 - 2) Z会奨学金事務局が要請する活動状況の報告
 - 3) その他奨学生への取材・撮影、記事執筆
- 3 受給終了後においても、前項各号に掲げる依頼・協力要請について、積極的に協力するものとする。
- 4 Z会奨学金事務局は、前項に定める協力要請、その他奨学事業に関連性を有すると合理的に認められる業務に関する連絡を行うため、奨学生から取得した個人情報を、当該奨学生の大学卒業後3年間の限度として保有し、利用することができるものとする。

(特別奨学金)

- 第 21 条 奨学生の主体的に学ぶ意欲を高揚させるため、以下の各号を当該年度に達成した個人を翌年度に顕彰する。
- 1) 他の奨学生の模範となるように大学の学びに取り組み、優秀な成績で学業を修める
 - 2) 社会を革新し発展させるような問題意識を培い、それに向けて実践的に取り組む
 - 3) 問題意識に基づいた取り組みを具体的な成果として提示し、他者に向けて発信する

(受給者の選出)

- 第 22 条 次の各号の条件をすべて満たす者の中から、3 名を上限にZ会奨学金審査委員会が受給者を選出し、特別奨学金を 1 人最大 50 万円給付する。
- 1) 在学期間中の累計成績が、GPA 成績 (GPA 成績が算出されない大学はその大学成績基準) で満点の 80%以上であること。
 - 2) 年間活動報告書と、それに付随して任意で提出される成果物の内容が優れたものであること。
- 2 対象者全員の在学期間中の累計成績が、GPA 成績 (GPA 成績が算出されない大学はその大学成績基準) で満点の 80%未満であった場合、または、活動報告書に付随する成果物が一定レベルに達していないとZ会奨学金審査委員会が判断した場合、その年度の特別奨学金受給者はなしとする。

(例外的な資金援助)

第 23 条 一時的な資金の需要等により、奨学生 (奨学金支給終了後 1 年未満のものを含む) から資金援助の要請があった場合は、奨学生の申請にもとづき、奨学生本人の置かれた経済事情と経済支援によって得られる効果を総合的に判断し、Z会奨学金審査委員会の承認を経て、第6条の奨学金給付及び第 21 条に定める特別奨学金とは別の資金援助を行う場合がある。

附則

(規約の改廃)

第1条 この規約は、2022年11月15日から施行する。

(改定施行)

第2条 この規約は、2024年4月1日から改正施行する。

第3条 この規約は、2025年4月1日から改正施行する。

第4条 本規約の改定(第4版)は2025年4月1日改定施行とする。

第5条 本規約の改定(第5版)は2026年4月1日改定施行とする。

改訂履歴

改定施行日	版番号	改定内容
2022年11月1日	初版	初版制定
2024年4月1日	第2版	1 第5条奨学金給付期間を「第8条に定める大学に入学後からの4年間」に修正する。 2 第8条第2号に日本学生支援機構(JASSO)の給付型奨学金の併用を認めることを追加する。 3 第10条第6号を論文からエントリーシートに変更する。 4 第13条第4号に「日本学生支援機構(JASSO)を除く」を追加する。
2025年4月1日	第3版	1 第6条第1項の給付金額を「月額 120,000 円」に修正する。 2 第6条第2項を削除して第3項を第2項に繰り上げる。 3 第7条第1項の採用人数を「毎年度3名まで」に修正する。 4 第15条第1項に「各号に掲げる書類」を「各号に掲げる書類等」と修正し、第5号として「当年度の成果物(提出は任意)」を追加する。 5 第21条に「特別奨学金」を追加する。 6 第22条に「受賞者の選出」を追加する。
2025年4月1日	第4版	1 第8条の「東京工業大学」を「東京科学大学」に変更する。 2 第8条第2項に併給を認める制度を修正、追加する。 3 第21条、第22条に特別奨学金の支給時期、対象が明確になるよう変更する。 4 第23条、第24条は顕彰を2025年度より開始するため、2024年度の奨学生から対象とする。
2026年4月1日	第5版	1 第20条第4項に卒業後の個人情報の利用を追加する。 2 第22条の特別奨学金の評価基準を変更する。 3 第22条について、2024年度と2025年度の活動評価は、評価基準変更の過渡期として、評価基準変更による不利益が生じないよう、年間を通じた成績と、在学期間中の累計成績の両方を確認し、当該奨学生にとって有利な評価を実施する。 4 第23条に例外的な資金援助を追加する。